

熊毛地区食育支援体制推進要領

第1 趣旨

近年、農林水産業・農山漁村の持つ多面的機能が注目され、食料生産のみならず国土保全、水源かん養、景観形成、伝統・文化の保存継承、都市住民への保健・休養の場の提供などのほか、生産活動体験等が子供たちの人格形成にも重要な役割を果たしていることが認められている。

このため、関係機関・団体等による「食育」に係る支援体制を整備することにより、将来の社会を担う子供たちに、農林水産業・農山漁村の役割、食の楽しさや大切さについて理解を促す機会を創出する。

第2 食育支援の種別と内容

種別 区分	農 業	林 業	水 産 業	流通・加工 食と健康
生産活動体験	野菜等の種まきから収穫までの作業体験など	植林や椎茸の種駒打ち込み作業等の体験など	定置網・地引き網による魚獲り及び稚魚等の放流体験など	
出前授業	農業の役割と農産物の生産や流通の仕組みなど（フワアレンジメント体験も含む）	森林の役割や木材・椎茸などの生産と流通の仕組みなど	水産業の役割や水産物の生産と流通の仕組みなど	食と健康や、食文化等に関する講話など
施設見学	栽培施設や食品加工施設、青果市場、家畜市場、農産物集選果施設、畑地かんがい施設等の現地見学	木材加工施設、特用林産物加工施設等の現地見学	魚市場や水産加工施設、養殖施設等の現地見学	食品関連企業（漬物工場、焼酎工場、量販店等）の施設等の現地見学
調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して、生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される農産物を利用した調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して、生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される特用林産物を利用した調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して、生産活動体験で収穫された生産物や地域で穫れた魚介類を利用した調理・加工体験	
情報提供	授業の教材になるような資料やパネル等の貸出及び提供、各施設や関係団体等の仕事内容の紹介DVDの提供等			

第3 対象者

- (1) 小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒・教師及び保護者
- (2) 保育所（園）、幼稚園の児童、保育士、教諭及び保護者

第4 食育支援リストの作成及び整備

食育支援リストは別紙（様式1）のとおりとし、見直しが必要な場合は、以下の手順で実施する。

- （1）熊毛地域農政企画推進会議（熊毛支庁農林水産部農政普及課）は、食育支援者リスト（様式1）の見直し・拡充が必要となる場合、関係機関・団体等に見直し・作成を依頼する。
- （2）関係機関・団体等は、登録内容に変更がある場合、「食育支援リスト登録用紙」（様式2）を熊毛地域農政企画推進会議に提出する。

第5 食育支援の連携

食育支援の実施に当たっては、教育事務所や市町教育委員会と連携を図るとともに、市町や農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、熊毛支庁農林水産部、屋久島事務所農林普及課、高等学校（農業関連）、各事業所等食育の支援を実施している関係機関・団体と連携・協力して支援を実施する。

また、生産活動の体験等については、農林漁業者や食育に取り組んでいる団体・個人流通・加工関係者等の協力を得て実施する。

第6 食育支援の窓口

総合窓口は、熊毛地域農政企画推進会議（熊毛支庁農林水産部農政普及課）とし、支援の申込みに対する対応の分担等については、教育事務所と熊毛地域農政企画推進会議が調整する。

第7 食育支援の手続き及び調整

【公立小中学校からの食育支援の申込み】

（1）食育支援の申込み

- ① 熊毛地域農政企画推進会議は、食育支援リスト（様式1）を教育事務所に提出する。
- ② 教育事務所は、市町村教育委員会を通じて、各小中学校へ、食育支援リスト（様式1）及び「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-1）を送付する。
- ③ 支援を希望する学校等は、「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-1）を熊毛地域農政企画推進会議会長が定める日までに、市町村教育委員会へ提出する。
- ④ 支援リストの内容に関する問合せは、リストの窓口担当が対応する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、小中学校から提出された「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-1）を、「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-2）にとりまとめ、必要に応じて推薦及び特記事項を記載のうえ、熊毛地域農政企画推進会議会長が定める日までに、教育事務所に提出する。
- ⑥ 教育事務所は、市町村教育委員会から提出された「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-2）を、「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-3）にとりまとめ、必要に応じて特記事項を記載のうえ、熊毛地域農政企画推進会議会長が定める日までに、熊毛地域農政企画推進会議に提出する。

(2) 食育支援の決定

- ① 熊毛地域農政企画推進会議は、食育支援者と調整し、熊毛地域農政企画推進会議会長が定める日までに、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-3)により教育事務所に通知するとともに、食育支援者へ「食育支援依頼書」(様式4)により依頼する。
- ② 教育事務所は、熊毛地域農政企画推進会議からの通知を受けて、市町村教育委員会及び小中学校へ「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-2)を送付する。
- ③ 市町村教育委員会は、教育事務所からの通知を受けて、小中学校へ「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-1)を送付する。

(3) 各学校と支援者との連携

食育支援の決定通知を受けた小中学校は、食育支援者に連絡し、日程や内容等などの詳細を打合せ、効果的な食育活動の実践に努める。

【公立小中学校以外の一般対象者からの食育支援の申込み】

- (1) 公立小中学校以外の一般からの食育支援の申込は、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式5)により申込を受け付ける。
- (2) 熊毛地域農政企画推進会議は、食育支援者と調整し、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式5)により支援の可否を通知するとともに、食育支援者へ「食育支援依頼書」(様式4)により依頼する。
- (3) 食育支援の決定通知を受けた支援申込者は、食育支援者に連絡し、日程や内容等などの詳細を打合せ、効果的な食育活動の実践に努める。

第8 支援内容

熊毛地域農政企画推進会議は、支援を希望する学校等に対し、以下の支援を行うこととする。

- (1) 支援を希望する学校等と支援関係機関との事前の連絡調整を支援する。ただし、実施に係る細部の調整については、実施する学校等が支援関係機関と行うものとする。
- (2) 必要に応じて、予算の範囲内において、講師等の派遣に係る謝金及び実施に係る経費の一部(定額)を支援するものとする。
- (3) 他、必要に応じて、支援を希望する学校等の活動を支援するものとする。

第9 食育支援にかかる実績報告

- (1) 支援を受けた小中学校は、市町村教育委員会を經由して、支援を受けた日から1ヶ月以内に「食育支援実績報告書」(様式6)を教育事務所に提出する。
教育事務所は、「食育支援実績報告書」(様式6)を熊毛地域農政企画推進会議に進達する。
- (2) 一般対象者は、支援を受けた日から1ヶ月以内に「食育支援実績報告書」(様式6)を熊毛地域農政企画推進会議に提出する。

第10 その他

この要領に規定のない事項については、必要に応じて熊毛地域農政企画推進会議と教育事務所で調整を図り決定する。なお、別途各種事業で実施している食育の支援については、この推進要領の対象外とする。

附則

- 1 この要領は、平成21年11月18日から適用する。
- 2 平成25年1月15日一部改正
- 3 平成29年2月1日一部改正
- 4 令和4年3月9日一部改正
- 5 令和5年1月20日一部改正

食育支援リスト登録用紙（新規・見直し・拡充）

フリガナ 氏名又は企業・団体名		(個人の場合)所属団体等： (企業・団体の場合)代表者名： 担当者名：	
住 所 ※公開は市町村まで		〒 ー	
		お近くの小学校名 (小学校)	
※ 連絡 先	電 話	連絡可能な時間帯 (: ~ :)	
	F A X	Eメール	
活動可能範囲 支援可能な活動範囲 について○印を付け てください。		1. 上記住所のある小学校区域 2. 上記住所のある市町村区域 3. 隣接する市町村区域 4. 鹿児島県全域	
該当する番号に○ 印を付けてくださ い。(複数可)	種 別	1. 農業 2. 林業 3. 水産業 4. 流通・加工 5. 食と健康	
	支 援 内 容	1. 生産活動体験（農産物の栽培指導、植林や椎茸の種駒打ち指導、 定置網や地曳網の魚獲り指導等） 2. 出前授業（地域農林水産業の役割、農林水産物の生産・流通の 仕組み、食と健康、食文化などの講話等） 3. 施設見学（栽培施設、農産物集選果施設、都市農村交流施設、魚市 場、養殖施設、木材・特用林産物・水産加工施設、食品関連企業等） 4. 調理・加工体験（生産活動体験で収穫した農林水産物の調理・加 工指導、郷土料理や伝統食材を活用した料理教室等） 5. 情報提供（授業の教材になるような資料やパネル等の貸出及び 提供、各施設や関係団体等の仕事内容の紹介DVD等の提供等）	
支援をお願いする際の情報 となりますので、なるべく 詳しく記載してください。		◇対応可能な支援内容について、具体的にお書きください。 ◇支援受け入れの際の条件や留意点等をお書きください。 対応可能人数：(人) 対応可能時期：() 所要時間：(時間) 必要経費：() (例)苗代：〇円／1人 (例)体験受入料：〇〇円／1回 その他：	
		◇経験・資格等がありましたらお書きください。	

※ 記載いただいた個人情報は、食育支援に関する業務にのみ使用し、他の目的に使用することはありません。なお、食育支援が決定した場合、支援者へ連絡先をお知らせしますので御了承ください。

様式 3 参考①（食育支援申込の周知）

令和〇年〇月〇日

各市町村教育委員会教育長 殿

教育事務所長

令和〇年度食育支援申込について（照会）

〇〇地域では、各機関・団体等の支援を受け、食育支援リストを作成し、小中学校等での食育支援を推進しているところです。

ついては、令和〇年度の食育支援について、貴市町村の要望をとりまとめのうえ、下記により提出してください。

記

- 1 提出資料 食育支援申込書兼決定通知書（様式 3-1, 3-2）
- 2 提出期限 令和〇年〇月〇日
- 3 提出先 〇〇教育事務所
- 4 添付資料
 - (1) 熊毛地区食育支援体制推進要領
 - (2) 熊毛地区食育支援リスト

様式 3 参考②（食育支援申込の周知）

令和〇年〇月〇日

各小中学校長 様

教育事務所長

令和〇年度食育支援申込について（照会）

〇〇地域では、各機関・団体等の支援を受け、食育支援リストを作成し、小中学校等での食育支援を推進しているところです。

ついては、令和〇年度に食育支援を希望する場合は、下記により提出してください。

記

- 1 提出資料 食育支援申込書兼決定通知書（様式 3-1）
- 2 提出期限 令和〇年〇月〇日
- 3 提出先 各市町村教育委員会
- 4 添付資料
 - (1) 熊毛地区食育支援体制推進要領
 - (2) 熊毛地区食育支援リスト

食育支援申込書兼決定通知書

令和〇年〇月〇日

市町村教育委員会教育長 殿

所在地：
 学校等名：
 代表者名：校長
 連絡先：

〇〇地域食育支援体制推進要領第7の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。
記

市町村名	学校名	支援希望業・団体名等	種別				メニュー				支援希望日時	支援の内容	場所	主な対象学年	人数	趣旨及びびねらい	担当者名 連絡先	支援の可否	支援者
			農業	林業	水産業	食品加工・醸造・畜産	生産活動	出前授業	施設見学	調理加工									
(例) 鹿沼市	(例) 鹿沼小	J A O O	○						○		果樹の生産と流通	学校	小5	20	地域の気候に合った作物づくりや、スマート農業など最先端の農業についての理解	〇〇教頭 電話：〇〇-〇〇〇〇		団体名等： 担当者名： 連絡先：	
																			団体名等： 担当者名： 連絡先：

食育支援決定通知

令和〇年〇月〇日

〇〇学校長 殿

貴校の食育支援申込について、熊毛地区食育支援体制推進要領第7の規定により、上記のとおり支援の可否が決定しました。
(支援可の場合)
 ついては、効果的な食育活動が実践できるよう、食育支援者に連絡のうえ、日程や内容等の詳細を打合せてください。
 なお、支援を受けた日から1ヶ月以内に食育支援実績報告書(様式6)を提出してください。

市町村教育委員会教育長

食育支援申込書兼決定通知書 (〇〇教育委員会)

令和〇年〇月〇日

教育事務所長 殿

教育委員会教育長

担当者：
連絡先：

熊毛地区食育支援体制推進要領第7の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

市町村名	学校名	支援希望 企業・団体名等	種別				支援希望 日時	支援の内容	場所	主な 対象 学年	人数	趣旨及びねらい	担当者名 連絡先	推薦	特記 事項	支援 の可 否	支援者
			農業	林業	水産業 <small>流通・加工・食糧健康</small>	生産活動											
																	団体名等： 担当者名： 連絡先：
																	団体名等： 担当者名： 連絡先：

食育支援決定通知

令和〇年〇月〇日

〇〇市町村教育委員会教育長 殿

貴教育委員会の食育支援申込について、熊毛地区食育支援体制推進要領第7の規定により、上記のとおり支援の可否が決定しました。
(支援可の場合)

ついては、効果的な食育活動が実施できるよう、食育支援者に連絡のうえ、日程や内容等の詳細を打合せてください。
なお、支援を受けた日から1ヶ月以内に食育支援実績報告書(様式6)を提出してください。

教育事務所長

食育支援申込書兼決定通知書 (〇〇教育事務所)

令和〇年〇月〇日

農政普及課長殿

教育事務所長

担当者：
連絡先：

熊本地区食育支援体制推進要領第7の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

市町村名	学校名	支援希望 企業・団 体名等	種別				メニュー				支援 希望 日時	支援の内容	場所	主な 対象 学年	人数	趣旨及びねらい	担当者名 連絡先	教育委員会 教育事務所		農政普及課		備考		
			農業	林業	水産業	流通・ 加工・ 食と 健康	生産活動	出前授業	施設見学	調理加工								情報提供	推薦	特記 事項	支援の 可否		支援者	
																					団体名等： 担当者名： 連絡先：			
																						団体名等： 担当者名： 連絡先：		

食育支援決定通知書

令和〇年〇月〇日

教育事務所長

貴教育事務所の食育支援申込について、熊本地区食育支援体制推進要領第7の規定により、上記のとおり支援の可否を決定しました。

(支援可の場合)、効果的な食育活動が実践できるよう、食育支援者に連絡のうえ、日程や内容等の詳細を打合せてください。
なお、支援を受けた日から1ヶ月以内に食育支援実績報告書(様式6)を提出してください。

農政普及課長

食育支援依頼書

令和〇年〇月〇日

様

農政普及課長

担当者：
連絡先：

このことについて、下記のとおり支援希望がありましたので、対応くださるようお願いいたします。
なお、日程や内容等については、支援依頼者から直接連絡がありますので、調整のうえ、御支援くださるようお願いいたします。

記

1 支援依頼内容等

市町村名	学校名等	種別			メニュー					支援希望日時	支援の内容	場所	主な対象学年	人数	趣旨及びねらい	担当者名 連絡先	備考	
		農業	林業	水産業 <small>流通・加工・販売・健康</small>	生産活動	出前授業	施設見学	調理加工	情報提供									

食育支援申込書兼食育支援決定通知書

農政普及課長殿

所在地：
 団体等名：
 代表者名：
 連絡先：

熊毛地区食育支援体制推進要領第7の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

市町村名	団体等名	支援希望企業・団体名等	種別				メニュー				支援希望日時	支援の内容	場所	主な対象学年	人数	趣旨及びひねらい	担当者名 連絡先	支援の可否	支援者
			農業	林業	水産業	流通・加工・食と健康	生産・産活	出前授業	施設見学	調理加工									
(例) 鹿兒島市	(例) 鹿兒島幼稚園	J A	○							4月	さつまいもの植付指導	園の畑	年長	20	さつまいもの植付を通じて、食べ物の大切さを知る	〇〇副園長 電話：〇〇-〇〇〇〇		団体名等： 担当者名： 連絡先：	
																			団体名等： 担当者名： 連絡先：

食育支援決定通知書

様

食育支援申込について、熊毛地区食育支援体制推進要領第7の規定により、上記のとおり支援の可否を決定しました。(支援可の場合) については、効果的な食育活動が実践できるよう、食育支援者に連絡のうえ、日程や内容等の詳細を打合せてください。なお、支援を受けた日から1ヶ月以内に食育支援実績報告書(様式6)を提出してください。

農政普及課長